

別表

二			一		番号	
三件			二件		請求	傍
三件			二件		発付	
銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項後段、第三条第一項、刑法第六十条） 【けん銃の加重所持、けん銃実包の所持等】			覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【営利目的の覚せい剤譲受】		罪名（罰条）	受令状
携帯電話			携帯電話		通信手段の種類	
十日間	十日間	十日間	五日間	五日間	実	
六百回十	四百回百	二百七十回	四百二十回	二百四十回	施	
なし	なし	なし	三三回十	八回十	回数	期間
なし	なし	なし	なし	なし	第二号	
なし			六人		逮捕人員数	

三					番号	
五件					請求	傍
五件					発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八 条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】					受令状 罪名（罰条）	
携帯電話					の通信手段 種類	
四日間	三日間	二日間	間三十日	日間二十四	実	
回百九	八二回十	なし	二三八回十百	一六三回十百	回数	施 期 間
一八回十	回十五	なし	五二回十	回十一	第二号	
なし	なし	なし	なし	なし	第三号	
四人					逮捕 人員 数	

五			四				番号		傍 受 令 状	
三 件			四 件				請求			
三 件			四 件				発付			
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】			麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第一項、覚せい剤取締法第四十一条第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の輸入】				罪 名 （ 罰 条 ）			
携帯電話			携帯電話				通信手段 の 種 類			
間 十 九 日	日 間 二 十 九	九 日 間	間 十 五 日	五 日 間	間 三 十 日	八 日 間	実			
回 十 五 三 百	回 六 十 六 百	回 十 百 五 九	回 二 十 四	回 三 十 四	回 一 百 四	回 十 三	回 通 話 数	施		
回 十 百 六 四	回 三 十 二	回 十 六	回 三	回 八	回 二 十	なし	第一号	期		
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二号	間		
九 人			三 人				逮捕人員数			

七		六				番号		
二件		四件				請求		傍 受 令 状
二件		四件				発付		
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八 条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二 第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		麻薬特例法違反（同法第五条第四号） 【業として行う覚せい剤の譲渡】				罪名（罰条）		
携帯電話		携帯電話				通信手段 の種類		実 施 期 間 逮捕 人員 数
一日間	七日間	間十九日	十日間	間十八日	間十九日			
二回	二九回十	一八三回十百	回七十	二二回十	回十百三十六	回数		
なし	一二回十	九九二回十百	九回	九回	八二回十	第二号	第二十一条第二項	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二号		
二人		九人				数		

（注） 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。